

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 池永
日 時	平成31年2月13日(水曜日)	開 議	午後 5 時 10 分
		閉 議	午後 5 時 22 分
出席委員	◎小川、○奥野、田中、赤坂、藤本、竹田、菱田		
出席理事者			
出席事務局	池永		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

17:10

[事務局説明]

年長委員を臨時委員長として委員会を開議し、委員長の選出を行っていただく。
年長委員の田中委員、委員長席へ。

[田中臨時委員長 委員長席へ移動]

<田中臨時委員長>

ただ今から開議する。委員長が選出されるまでの間、議事を進めさせていただきます。
よろしく願います。

1 正副委員長の互選について

<田中臨時委員長>

これより委員長の互選を行う。選挙の方法については、会議規則第126条の規定により、投票又は指名推選による。どちらの方法で行うか。ご意見を。

<菱田委員>

指名推選で。

<田中臨時委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<田中臨時委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。

それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<田中臨時委員長>

異議なしと認め、小川委員を委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<田中臨時委員長>

異議なしと認め、よって小川委員が委員長に当選された。

[小川委員長 委員長席交替・あいさつ]

<小川委員長>

次に、副委員長の互選を行う。選挙の方法について、投票又は指名推選のどちらの方法で行うか。ご意見を。

<菱田委員>

指名推選で。

<小川委員長>

指名推選により行うことに異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とする。

それでは、私から指名したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

異議なしと認め、奥野委員を副委員長に指名する。これに異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

異議なしと認め、よって奥野委員が副委員長に当選された。

[奥野副委員長 副委員長席へ移動・あいさつ]

2 審議会委員等の選出について

- (1) 亀岡市防災会議委員
- (2) 亀岡市都市計画審議会委員
- (3) 京都丹波基幹交通整備協議会委員

[事務局説明]

- (1) 亀岡市防災会議委員の選出については、先日の幹事会において、申し合わせのとおり委員長のあて職として確認されているので、それを踏まえて決定願いたい。
- (2) 亀岡市都市計画審議会委員の選出については、定数は5人である。取り扱いについて協議・決定願いたい。
- (3) 京都丹波基幹交通整備協議会委員の選出については、申し合わせにより正副議長及び当委員会の委員全員を構成員として選出することとなっている。

<小川委員長>

まず、(1) 亀岡市防災会議委員については、申し合わせのとおり、委員長を選出することで、異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

それでは、そのように決定する。

次に、(2) 亀岡市都市計画審議会委員について、意見は。

<竹田委員>

緑風会からは2人お願いしたい。

<藤本委員>

会派から1人はお願いしたい。

<田中委員>

会派案分でどうか。

<菱田委員>

会派の人数で比例案分してはどうか。

<小川委員長>

比例案分の意見が出ているが、それでどうか。

<奥野副委員長>

それでよい。

<竹田委員>

その場合、どのようになるのか。

<小川委員長>

新清流会2人、緑風会1人、共産党1人、公明党1人となる。

<竹田委員>

それでよい。

<小川委員長>

では、そのように決定する。新清流会からは私と菱田委員でお願いする。

<竹田委員>

緑風会からは赤坂委員でお願いする。

<小川委員長>

共産党は田中委員、公明党は藤本委員となる。以上のとおり選出することとする。

次に、(3)の京都丹波基幹交通整備協議会委員については、申し合わせにより、正副議長及び当常任委員会の委員全員を構成員として選出することとなっているので、了承願いたい。(了)

・ 亀岡市防災会議委員

小川克己

・ 亀岡市都市計画審議会委員

小川克己、田中豊、赤坂マリア、藤本弘、菱田光紀

3 その他

[事務局説明 (防災会議の日程等)]

<小川委員長>

今後、委員会運営についてご協力のほどよろしく願います。

これにて散会とする。

散会 ～17:22